

# 警察資料館資料の今後の収集体制について

(昭和49年10月15日甲通達警第51号)

警察資料館は、9月20日しゅん工し、10月15日開館したが、同館の現在の資料は、明治6年静岡県にはじめて邏卒屯所が置かれ邏卒47人が配置されてから今日までの100年余の間のごく一部の資料しか収集保存されておらず、更に今後も時代の推移とともに現行のものが資料となっていくので引続き収集に努めていくことが必要である。

したがって、今後次の恒常的収集体制をとり資料の収集に努めることとしたから通達する。

## 記

### 1 収集する資料

過去の警察関係の文書、道具、装具などのほか、今後服制の改正により旧式となつた制服、装具類、新しい器材の採用によつて廃棄する物など、保存をしないと今後入手困難となるものを収集する。

### 2 資料収集担当者

資料収集担当者は、次のとおりとする。

- (1) 県本部にあつては、課等の次席等
- (2) 署にあつては、警務課長

### 3 資料を収集したときの措置

- (1) 資料収集担当者は、常に過去の文書、道具、装具など資料の発見収集に努めるほか今後廃棄等処分する文書、道具、装具などについてはその都度資料館資料となるかどうかを検討し、資料となると判断されるものについては、「警察資料館資料票」(様式第1号)を2部作成し、1部を警察学校長に送付し、1部は所属に保管する。
- (2) 警察学校長は、「警察資料館資料票」の送付を受けたときは、内容を検討し保存を要すると認められたものは、その資料を受領して「警察資料館資料原簿」(様式第2号)に記載し、警察資料館に保存する。